

映画『人生、ここにあり!』にみる労働をつうじた社会参加

先日、イタリアで大ヒットしたという映画『人生、ここにあり!』（原題“Si Può Fare”（やればできるさ!））を観た。1978年の精神科病院廃絶法（通称：バザーリア法）の制定によって精神科病院から解放された元患者たちが、労働者協同組合を結成し、寄せ木の床張りの仕事を始めるというストーリーである。北イタリアのトリエステにあるノンチェッロ協同組合がモデルとなったという。

この映画は、労働者協同組合を舞台とする実話にもとづいているということもあり、「働くこと」の意義について深い教訓が込められているように思えた。それは、障がいの有無にかかわらず、すべての人びとが、たんに給付を得るための補助的労働ではなく、社会に貢献できるような労働に参加すること、いいかえれば労働統合の重要性である。

映画に登場する組合員たちは、最初は切手貼りの単純作業に従事しており、彼らの顔は沈みきったままであったが、その後、組合員が全員参加する会議で、自分たちにどんな仕事ができるかについてブレインストーミングをし、寄せ木の床張りをやろうと皆で決議する。そのときの彼らの表情は、じつに希望と喜びに満ちあふれているのである。

このように、社会に貢献できる有用な仕事を創り出し、働きたいけれど仕事のない人びとを就労まで導いていくことは、現在の日本社会においても切迫した課題である。

その一つの解決策は「社会的協同組合」といえるだろう。この映画のモデルとなった協同組合は、いわば社会的協同組合の先駆けである。イタリアでは、社会的協同組合法が制定される1991年よりもずっと前から、障がいをもつ人びとの労働参加を促進する事業活動がおこなわれている。現在でいえばB型社会的協同

組合、すなわち、障がい者、アルコール中毒者、薬物依存者、受刑者・元受刑者など社会的に不利な立場にある人びとの労働統合を目的とした協同組合に該当する。

日本でもそのような社会的協同組合の可能性はあるだろうか。もちろん海外の制度をそのまま日本に輸入しても機能しないだろう。そもそも協同組合が憲法に規定されているイタリアと、協同組合法が監督省庁別に分断され、協同組合の明確な定義すらない日本とでは、出発点がまったく異なる。イタリア社会的協同組合のような機能をもつ日本型社会的協同組合にたどりつくまでには、乗り越えなくてはならない多くの壁があると思われる。

たとえば、ユニバーサルかつディーセントな労働を保障するしくみをいかにつくるのか。社会貢献さえできればどのような労働でもよいというわけではないのである。これは社会的協同組合の枠組みをつくるという領域をはるかに超えて、社会全体の基盤となる公正労働基準にかかわる問題である。

また、就労の場をつくること、労働統合を進めることはきわめて公益性が高いと思われるが、そういった公益性の高い社会的事業への支援のしくみをいかにつくるのか。具体的には、事業の立ちあげや運営には資金援助が必要となるが、その場合に、協同組織金融機関にかぎらず国や自治体も加わった援助のしくみをつくれるだろうか。

労働をつうじた社会参加を実現する——連合が描くビジョン「働くことを軸とする安心社会」でも同じような主張をしている。来年は国連が定めた国際協同組合年でもある。これを機に、労働統合とディーセントワークの実現のために、協同組合間だけではなく、労働組合も含めた協同を期待したい。

（連合総研主任研究員 麻生裕子）